国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設	施設長	一種
	次長	二種
	課長	四種

別表第一の二十二の表地方厚生局の項中「分室長」を「分室長　指導医療官（人事院の定めるものに限る。）」に改め、同表地方厚生局分室（九州厚生局沖縄分室を除く。）の項中「統括指導医療官（人事院の定めるものに限る。）」を削り、同表地方厚生支局の項中「課長」を「課長　指導医療官（人事院の定めるものに限る。）」に改める。

別表第一の二十四の表動物医薬品検査所の項中

所長	二種
部長	

を

所長	二種
部長	
総括上席研究官（人事院の定めるものに限る。）	三種

に、「室長」を「上席主任研究官（人事院の定めるものに限る。）」に改める。

別表第一の二十七の表内部部局の項中「局次長」を削り、同表経済産業研修所の項中「次長」を削り、同表通商事務所の項中「次長　三種（人事院が別に定める場合にあつては五種）」を削る。

別表第一の三十一の表国土技術政策総合研究所の項中「所長　副所長」を「副所長」に改め、同表国土交通大学校の項中「校長　一種」を削り、同表地方整備局の項中「局長　副局長」を「副局長」に改め、同表北海道開発局の項中「局長」を削り、同表地方航空局の項中「課長」を「課長　建築調整官」に改め、同表空港出張所の項中「課長」を削り、同表航空路監視レーダー事務所の項中「課長　五種」を削り、同表航空無線標識所の項を削る。

別表第一の三十三の表内部部局の項中「次長」を削り、同表海洋気象台の項中「船長（人事院の定めるものに限る。）　三種（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）」及び「機関長（人事院の定めるものに限る。）　四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）」を削る。

別表第一の三十四の表事務局の項中「事務局長」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月一日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇―七一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「又は総務省総合通信局若しくは沖縄総合通信事務所」を削る。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中(1)を削り、同号(2)中「化学砲弾等」の下に「（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。(1)において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質が充てんされた砲弾等をいう。(2)において同じ。）」を加え、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)中「及び(2)」を削り、同号(3)を同号(2)とし、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　前各号に掲げる場合のほか、人事院がこれらに相当すると認める場合

第五条第二項第一号を削り、同項第二号を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　前項第三号(1)の作業　二千六百円

第五条第二項第四号中「前項第四号(2)及び第五号(3)」を「前項第三号(2)」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　前項第四号に係る作業　二千六百円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額

第十五条第一項第一号中「、農林水産省地方農政局」を削る。

第十九条第一項第三号中「、鑑識作業」を削る。

第二十三条第一項及び第二項中「、航空無線標識所」を削る。

第二十八条の三第一項第二号中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、同号(4)中「(3)」を「(1)」に改め、同号(4)を同号(2)とし、同条第二項各号を次のように改める。

一　前項第一号(1)の業務　業務に従事した日一日につき三百二十円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、千百五十円）

二　前項第一号(2)及び(3)の業務　業務に従事した日一日につき三百二十円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額（同号(2)の業務のうち、人事院の定めるものにあつては、八百三十円）を加算した額）

三　前項第一号(4)の業務　勤務一回につき千二百四十円

四　前項第二号(1)の業務　業務に従事した日一日につき二千円

五　前項第二号(2)の業務　業務に従事した日一日につき四百円

第二十八条の三第三項中「第一項第二号(3)」を「第一項第二号(1)」に、「同号(4)」を「同号(2)」に改める。

第三十三条第三号を次のように改める。

三　爆発物取扱等作業手当（第五条第一項第二号及び第三号(1)の作業並びに同項第四号に係る作業のうち同項第二号又は第三号(1)の作業に相当する作業に係るものを除く。）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。